

漢那小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) 本校のいじめの基本認識

① 「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめを受けたとする児童生徒の立場」に立つことが必要である。いじめの判断及び認知は、一部の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」(SC,SSWを含む)を活用して行う。

② 具体的ないじめの態様（例）

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

・身体や動作について不快なことを言われる

・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる

・遊びやチームに入れないと 席を離される

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする

・身体をこづかれたり、触って知らないふりされたりする

・遊びと称して、技をかけられる

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

・殴られ、蹴られるのが繰り返される

オ 金品をたかられる

・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる

カ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

・筆箱等、文房具を隠される ・靴に画鋲やガムを入れられる

・写真やカバン等を傷つけられる

キ 嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする

・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる

・教師や大人に暴言を吐かされる

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる

・いたずらや脅迫のメールが送られる

カ 性的いたずらをされる

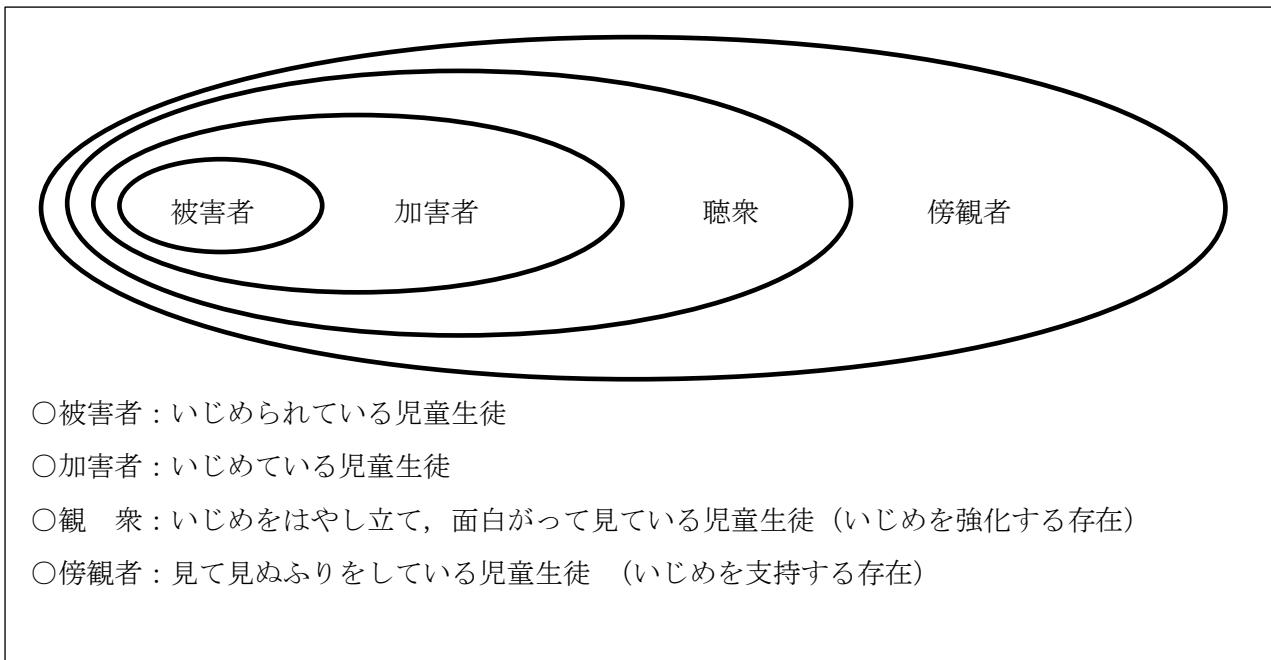
・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる（プライベートゾーンは見せない・触らせない）

これらのいじめの中には、早期に警察に相談することが重要なものや児童の生命、身体または財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気の形成が必要である。

●いじめ集団の四層構造 (森田洋司 1986年)



2 いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(1) 基本方針

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならぬ。

い。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する、そして、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(2) いじめに対する5つの基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級づくり・学校づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの防止、早期発見のために、教育相談アンケート等、定期的に実態調査をする。
- ④いじめの早期発見・解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、各種団体や専門家と連携、協力をして解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(3) いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策

① いじめの未然防止

- ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・いじめに関するアンケートや教育相談を行う。
 - ・児童会活動として、あいさつの活性化を図る取り組みを行う。
 - ・人権の日を毎月設定し人権意識の高揚を図る。
 - ・学校、学級内の問題を主体的に解決することで、よりよい人間関係づくりや支持的風土づくりに努める。
- イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・一人一人が活躍できる学習活動の工夫を図る。
 - ・自己肯定感を高める授業づくりに努める。
 - ・道徳の授業の充実を図る。
 - ・人とつながる喜びを味わる体験活動の充実に努める。

② いじめの早期発見

- ・「いじめに関するアンケート（教育相談アンケート）」の実施。
児童一人一人の悩みや困り感を把握し、十分に話を聞く機会を設ける。
- ・「教育相談週間」で個別に学校生活に関する話を聞き、児童の悩みや人間関係を把握し、児童が安心安全な学級づくりを目指す。
- ・日常的に児童観察に注意し、集団から離れて一人でいる児童への声かけを行う。
- ・文房具などの持ち物にいたずらなどがあった際の即時対応と原因の追究を行う。

③ いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、管理職、学年間、生徒指導部、養護教諭などに対応を相談し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の身の安全を最優先で考える。いじめている側の児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 聴衆・傍観者の立場にいる児童たちにも「いじめているのと同様」ということを指導する。
- エ 学校全体でいじめ問題が起った事実について共通理解する。さらに学校としての指導方針を固める。
- オ いじめ問題の全容が把握できた段階で、状況に応じていじめに関与した児童とその保護者に対して事実を説明する。
- カ 必要に応じて、各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- キ いじめられている児童の心の傷をいやすため、スクールカウンセラーや養護教諭、必要に応じて外部機関と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ク いじめ問題が解消したと認識する期間は3か月とし、両者の様子を長期的に観察、心のケアをしながら、いじめの再発防止に努める。

④ 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、一連の流れや学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、いじめ解決に生かすこととする。
- イ 学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、スクールカウンセラーや養護教諭、または「いのちの電話」等の活用を促す。
- ウ いじめが「犯罪・命におこぶ」と認められる場合、児童の生命・身体または、財産に重大な被害が生じる恐れ（重大事態への発展）があるときは、直ちに石川警察署に通報する。
- エ ネット上の不適切な書き込みなどについては、プロバイダに対して直ちに削除する処置をとる。必要に応じて法務局の協力を求める。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「生徒指導・教育相談部会」

管理職、養護教諭、生徒指導担当、担任で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通確認指導事項についての話し合いを行う。

(2) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、S C、S S W等によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(3) 「児童の様子報告」

職員連絡会・職員会議で各学年の様子を報告し、児童の共通理解や共通した指導を確認する場とする。

(4) 「学校調査委員会」

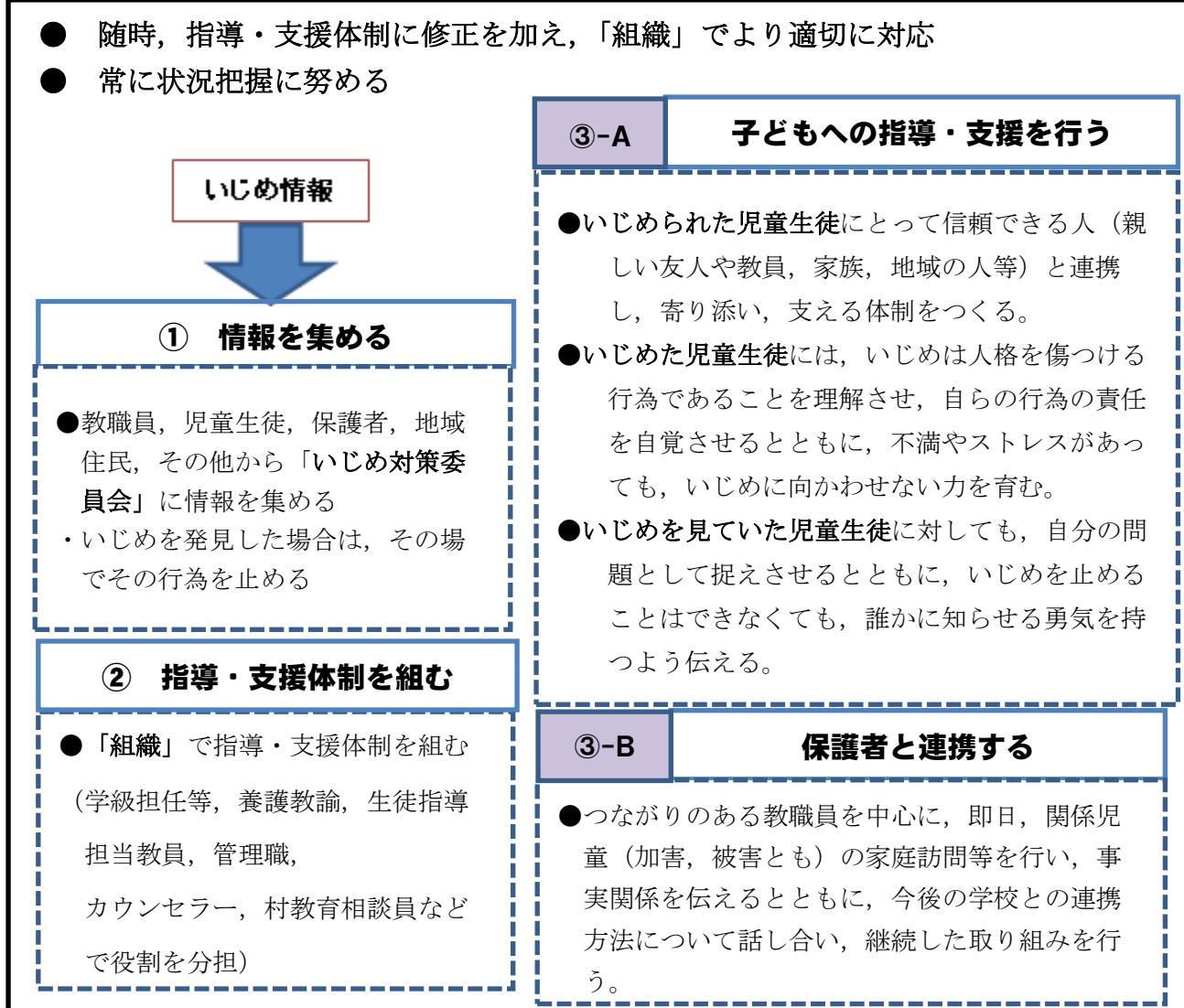
緊急かつ「重大事態」が発生し学校が主体調査の場合、「学校調査委員会」をおくものとする。

構成員は「いじめ対策委員会」に加え学校運営に関わる関係者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

〈委員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当（養護教諭）、S C、S S W、特別支援C O、P T A会長、民生員、等。

4 学校における組織的ないじめ対応の流れ

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応
- 常に状況把握に努める



5 重大事態への対応

(1) 学校の設置者（教育委員会）又は学校による調査

《 重大事態の定義 》

ア. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 **(生命・心身・財産 重大事案)**

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場 ○精神性の疾患を発症した場合

イ. 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合 **(不登校重大案)**

○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も**教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識**

○いじめが原因で転校した場合も、30日未満であっても重大事案として対応)

ウ. その他の場合 **(申し出 重大事案)**

○**児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合**

エ. SNS等を介したいじめの場合 **(ネット 重大事案)**

○いじめに関連する行為の静止画や動画等がインターネット上にアップされ拡散し、不特定多数の者が閲覧できる状態になることで当該児童へ重大な人権侵害を及ぼす可能性がある場合

「いじめ防止対策推進法第28条」における「重大事態」は上記のア・イの2つであるが、様々ないじめに対応するため、宜野座村においては、上記の4つに該当するものは

「重大事態」として取り扱うものとする。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は村は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに村教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

○ 教育委員会が調査主体となる場合

経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、**教育委員会**において調査を実施する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。調査を始める前に対象児童・保護者への事前説明を行う。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(5) 自殺の背景調査における留意事項

○遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。調査目的・目標、調査組織の構成、調査期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針など、できる限り、遺族と合意しておく。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う

○いじめの疑いがあることを踏まえ、**教育委員会又は学校**は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

(6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

(1) 説明の準備

○説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。説明者（状況に応じて選定する。）

○説明内容は、予め対象児童・保護者から同意を得る。

○説明時には、複数名同席（説明者、説明者の補佐、記録者を選定する。）

○必要に応じて同意を得た上で録音し記録を作成する。

○児童の状況に配慮し、説明する場の設定や説明者の人数に配慮する。

(2) 説明時の注意点

- 「いじめはなかった」など断定（的な説明や主観的な事柄について説明はしてはならない。

※状況によって、説明事項が流動的になりうることや調査の進捗によっては対応が変わるために、臨機応変に対応し、理解を得るよう説明に努める。

- 不適切な対応により対象児童や保護者を傷つける結果となったことがあきらかな場合は、速やかに、対象児童・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪する。

○ 災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続きを進める。

(3) 対象児童・保護者に対する事前説明

○ 説明事項をリスト化し対象児童・保護者に示す内容を「見える化」する。

○ 事前説明は大きく2段階に分けて行うことが考えられる。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

① 重大事態の別・根拠

いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（生命心身財産重大事態、1号）。

いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（不登校重大事態、2号）

② 調査の目的

③ 調査組織の構成に関する意向の確認

④ 調査事項の確認

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

① 調査の根拠、目的

② 調査組織の構成

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

④ 調査事項・調査対象

⑤ 調査方法（アンケート調査、聞き取り方法・手順）

⑥ 調査結果の提供

⑦ 調査終了後の対応

(4) 対象児童・保護者への説明に当たっての留意事項

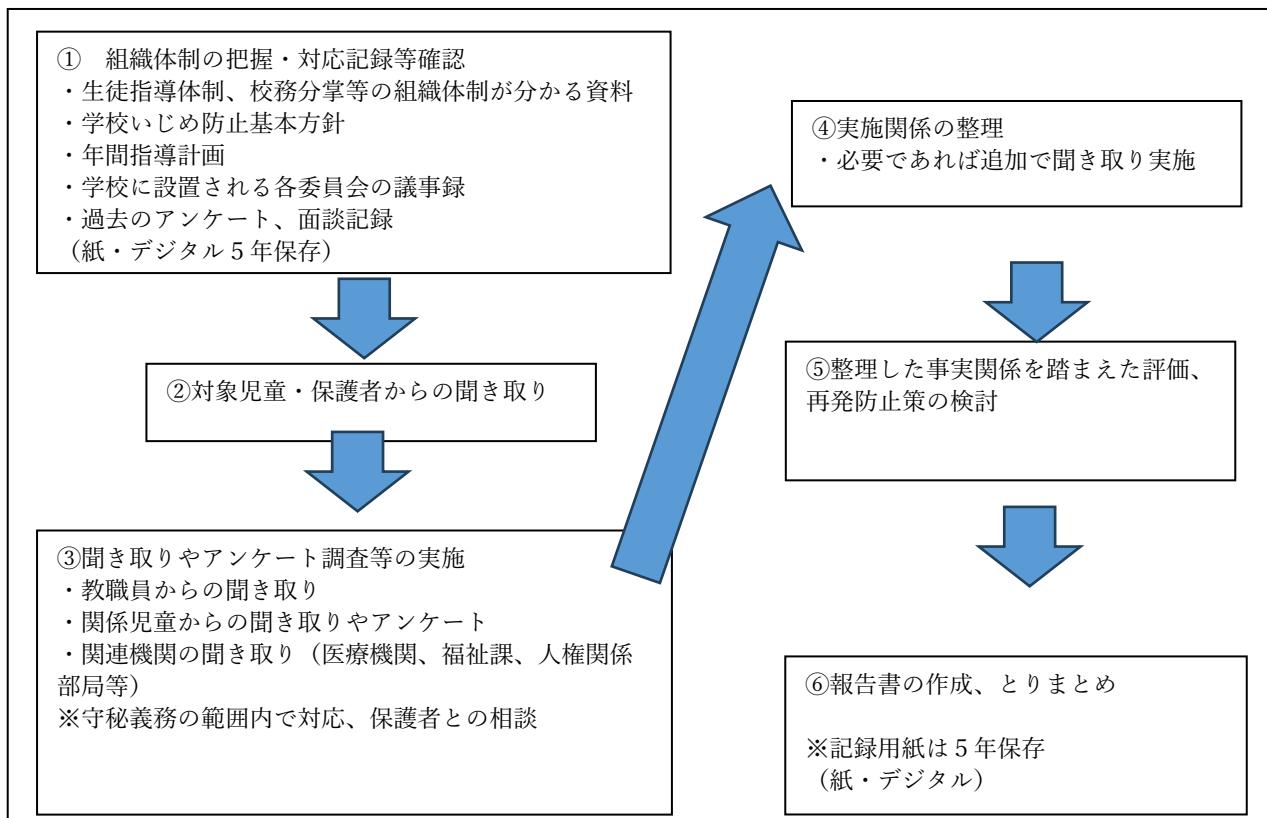
○重大事態調査を開始する段階での記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際には、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童・保護者に伝える必要がある。
(公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に立案の了解をとる。)

(5) 調査の進め方についての事前検討

○事前に検討・検討すべき事項

- (①調査の目的・趣旨 ②調査すべき事案の特定、調査事項の確認 ③調査方法やスケジュール ④調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局との役割分担等 ④調査結果の公表の有無、在り方）

(6) 調査の実施



【調査結果を報告する際の留意事項】

- 調査結果は、いじめられた児童又はその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあつてはならない。
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて、村教育委員会より必要な指導又は支援を受ける。